

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る 総量削減計画の環境大臣同意について

平成 24 年 1 月 27 日（金曜日）発表資料

伊勢湾（三河湾を含む。）の水質改善を図るため、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき本県が作成した「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（以下、「総量削減計画」という。）」について、本日、環境大臣の同意を得ました。

今後、本県は、計画決定手続完了後、公表の上、本計画を推進していきます。

○ 総量削減計画について

総量削減計画は、人口や産業等の集中する広域的な閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海）の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法の規定に基づき、知事が策定する計画です。化学的酸素要求量（以下、「COD」という。）、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷の削減目標量、目標年度、汚濁負荷の総量の削減に関し必要な事項を定めるものです。

昭和 55 年以降、6 次にわたり総量削減計画を策定し、汚濁負荷の削減のための対策を進めてまいりましたが、未だに伊勢湾における環境基準達成率は不十分です。

このため本県では、平成 23 年 6 月 15 日に国から示された総量削減基本方針を受け、総量削減計画を作成し、同法の規定に基づき国と協議をしていましたが、平成 24 年 1 月 27 日に開催された国の公害対策会議幹事会の議を経て、環境大臣の同意を得ました。

この総量削減計画では、平成 26 年度までに COD 負荷量を 8.9%、窒素負荷量を 1.6%、りん負荷量を 2.0%それぞれ削減することを目標として、生活排水処理施設の整備や総量規制基準の設定など、伊勢湾の水質改善のため各種施策を今後実施することとしています。

なお、総量削減計画は 2 月中に愛知県公報に掲載し、公表する予定です。